

## 年金

### 学生納付特例制度 毎年申請が必要です

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

学生で保険料を納めることが困難なときは、町民税務課国保年金係に申請し、日本年金機構で前年の所得などの審査・承認を受けると、承認された期間の保険料は猶予されます。

#### ■対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生または生徒で、本人の前年所得が118万円以下の方。

#### ■必要なもの

年金手帳、平成26年度有効の学生証（コピー可）または在学証明書、印鑑

#### ①結果通知

日本年金機構から承認（または却下）通知が後日郵送されます。また、決定されるまでの間に納付書が送付される場合があります。

#### ②申請は毎年必要です

承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

#### ③学生でなくなったとき

卒業後などに厚生年金・共済組合に加入する予定のない方で、引き続き保険料の納付が困難な場合は、若年者納付猶予（30歳未満の

#### ここがポイント！

方に限る）、保険料免除の申請ができません。詳しくはお問い合わせください。

#### 【注意】

学生納付特例の承認を受けた期間は、国民年金保険料の納付が猶予され障害基礎年金などを受けるための期間に参入され未納期間となりません。しかし、将来老齢基礎年金を受けるための期間には参入されますが、年金額の計算には入りません。

そこで、承認を受けた期間の保険料を10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。



## 国保

### 高額医療・高額介護合算療養費制度 医療・介護の負担を軽減

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

『高額医療・高額介護合算療養費制度』とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の費用負担を軽減するための制度です。

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計（※1）が一定額（自己負担限度額※2）を超えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

（※1）「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。  
（※2）自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得などによって異なります。

#### ■申請の方法

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者

12月下旬から1月中旬をめぐり、支給対象となる世帯（平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に対して申請関係書類を郵送する予定です。定められた期間内に、町民税務課

国保年金係へ申請してください。

○その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者

加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際、事前に福祉保健課介護保険係（☎ 77-3914）にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、添付してください。

#### 【注意】

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった場合は、基準日（平成26年7月31日）時点の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

#### ■申請・問合せ先

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

↓町民税務課国保年金係  
○その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者  
↓加入している医療保険の窓口



## 下水道排水設備指定工事 指定の申請が必要です

☎ まちづくり課 下水道係 ☎ 77-3924

町では現在、公共下水道の整備を推進しています。「芝山町  
下水道排水設備指定工事店」の指定を受けようとする方は、役  
場まちづくり課下水道係へ申請手続きをお願いします。

所定の手続きを行い、芝山町の  
指定工事店にならなければ、町内  
での下水道排水設備工事はできま  
せん。また、他の市町村の指定工  
事店や責任技術者であっても、本  
町内の下水道排水設備工事を行う  
ことができませんのでご注意ください。

### 町下水道排水設備指定 工事店になるには

- 申請受付 1月15日(木)～30日(金)
- 申請窓口 まちづくり課下水道係
- 要件
  - 千葉県内に営業所があること
  - 排水設備工事責任技術者(千葉県下水道協会の資格認定)が1名以上専属していること
  - 工事の施工に必要な設備および器材を有していること

■ 申請様式  
次の書類各一通に、それぞれ指定の付属書類を添付して提出して

ください。各申請様式は下水道係  
にあります。

○下水道排水設備指定工事店指定  
申請書

○営業所の平面図・写真・付近見  
取図

○工所用機械器具調書

○下水道排水設備工事専属責任技  
術者名簿

■ 審査など  
書類審査と必要に応じ現地調査

■ 指定と手数料  
指定(※1)の可否は、審査を  
経て申請者宛てに通知します。指  
定を可とされた方は、下水道排水  
設備指定工事店証の交付(※2)

と引き換えに、手数料を納付して  
ください。これより以後5年間、  
指定工事店台帳に登録します。

(※1) 指定工事店の指定および  
更新手数料

1件につき 20,000円

(※2) 指定工事店証交付および  
再交付手数料

1件につき 5,000円



## 要介護認定者における 税金の障害者控除について

☎ 福祉保健課 介護保険係 ☎ 77-3914

障害者手帳をお持ちでなくても、申請により所得税・住民税  
の申告用として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられ  
る場合があります。

### 障害者控除対象者認定書

この認定書を添付して、所得  
税・住民税の申告をすることで、  
本人または扶養者の障害者控除を  
受けることができ、税金の減額な  
どの適用が受けられます。

### ■ 対象者

要介護認定を受けた65歳以上の  
寝たきり状態にある方や認知症で

日常生活に支障のある方

### ■ 審査方法

介護認定申請時に取得した「主  
治医の意見書」を基に判定します。  
※要介護認定を受けた65歳以上  
の方であっても必ずしも交付対象  
になるとは限りません。

交付対象の基準・申請方法など  
は、福祉保健課介護保険係までお  
問い合わせください。

## 成田国際空港『環境報告書 2014』が発行されました

☎ 総務課 空港地域振興係 ☎ 77-3906

成田国際空港(NAA)が進めているさまざま  
な環境への取り組みや2013年度環境測定結果  
について掲載した『環境報告書2014』が発行さ  
れました。

送付を希望される方にはご送付いたしますの  
で、下記まで住所・氏名をご連絡ください。

また環境報告書はNAAホームページ(<http://www.naa.jp/jp/issue/kankyoreport/index.html>)でもご覧いただけます。

### ■ 問合せ

- 成田国際空港(株)  
地域共生部  
エコ・エアポート  
推進グループ  
☎ 0476-34-5609  
FAX 0476-30-1561  
✉ ecoair@naa.jp

